

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																																																															
1	<p>(広域振興局長委任事項)</p> <p>第5条 広域振興局長に委任する事項は、別表第1から別表第9までに掲げるとおりとする。</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> <td>企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学ILLC推進室長、台風災害復旧復興推進室長、国際室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td>当該事務を担当する担当課長又は所長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長又は担当課長</td> <td>特命課長又は室長、総括課長、所長若しくは会計指導監があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特命課長</td> <td>室長又は総括課長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長		[略]		[略]			企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学ILLC推進室長、台風災害復旧復興推進室長、国際室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	[略]		[略]			所長	当該事務を担当する担当課長又は所長があらかじめ指定する職員		[略]			課長又は担当課長	特命課長又は室長、総括課長、所長若しくは会計指導監があらかじめ指定する職員		特命課長	室長又は総括課長があらかじめ指定する職員		[略]			<p>(広域振興局長委任事項)</p> <p>第5条 広域振興局長に委任する事項は、別表第1から別表第9の2までに掲げるとおりとする。</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> <td>企画室長、総務室長、総合防災室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学ILLC推進室長、国際室長、交通政策室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td>当該事務を担当する担当課長又は特命課長</td> <td>所長があらかじめ指定する職員</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>担当課長、特命課長又は室長、総括課長、所長若しくは会計指導監があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当課長</td> <td>特命課長又は室長、総括課長、所長若しくは会計指導監があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特命課長</td> <td>室長、総括課長、所長又は会計指導監があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長		[略]		[略]			企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学ILLC推進室長、国際室長、交通政策室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	[略]		[略]			所長	当該事務を担当する担当課長又は特命課長	所長があらかじめ指定する職員	[略]			課長	担当課長、特命課長又は室長、総括課長、所長若しくは会計指導監があらかじめ指定する職員		担当課長	特命課長又は室長、総括課長、所長若しくは会計指導監があらかじめ指定する職員		特命課長	室長、総括課長、所長又は会計指導監があらかじめ指定する職員		[略]		
決裁権者	代決権者																																																																																
	第1順位者	第2順位者																																																																															
[略]																																																																																	
部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長																																																																															
	[略]																																																																																
[略]																																																																																	
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学ILLC推進室長、台風災害復旧復興推進室長、国際室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	[略]																																																																																
[略]																																																																																	
所長	当該事務を担当する担当課長又は所長があらかじめ指定する職員																																																																																
[略]																																																																																	
課長又は担当課長	特命課長又は室長、総括課長、所長若しくは会計指導監があらかじめ指定する職員																																																																																
特命課長	室長又は総括課長があらかじめ指定する職員																																																																																
[略]																																																																																	
決裁権者	代決権者																																																																																
	第1順位者	第2順位者																																																																															
[略]																																																																																	
部長	[略]	企画室長、総務室長、総合防災室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長若しくは県産米戦略室長又は主管の総括課長																																																																															
	[略]																																																																																
[略]																																																																																	
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学ILLC推進室長、国際室長、交通政策室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	[略]																																																																																
[略]																																																																																	
所長	当該事務を担当する担当課長又は特命課長	所長があらかじめ指定する職員																																																																															
[略]																																																																																	
課長	担当課長、特命課長又は室長、総括課長、所長若しくは会計指導監があらかじめ指定する職員																																																																																
担当課長	特命課長又は室長、総括課長、所長若しくは会計指導監があらかじめ指定する職員																																																																																
特命課長	室長、総括課長、所長又は会計指導監があらかじめ指定する職員																																																																																
[略]																																																																																	

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
広域振興局	[略]		
	県北広域振興局長	副局長（第29条第1項各号及び第4項第1号から第5号までに掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事務に係るものに限る。）	
		主管の部長	主管の室長又は管理主幹（行政センターに置かれる者を除く。）
			主管の課長（室長及び管理主幹を置かない課に限り、行政センターに置かれる者を除く。）
			ダム管理事務所長
	主管の審査指導監		
	[略]		
	県南広域振興局副局長	[略]	
	沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長	[略]	
	[略]		
	[略]		

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、台風災害復旧復興推進室長、国際室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長、総括調査監及び会計指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。）。

(1)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 室長、総括課長、所長又は総括調査監が指定する職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(4) 室長、総括課長、所長又は総括調査監が指定する職員の休暇に関する事。

(5)～(20) [略]

(総括課長等指定職員専決事項)

第19条 室長、総括課長、所長又は局長が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括課長、

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者	
		第1順位者	第2順位者
広域振興局	[略]		
	県北広域振興局長	副局長（二戸市に駐在する者を除く。）	副局長（二戸市に駐在する者に限る。）
	[略]		
	県南広域振興局副局長	[略]	
	県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）	主管の部長	主管の室長又は管理主幹（室長及び管理主幹を置かない課にあつては、主管の課長）
			ダム管理事務所長
		審査指導監	
	沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者に限る。）	[略]	
	[略]		
	[略]		

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、科学I L C推進室長、国際室長、交通政策室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長、総括調査監及び会計指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。）。

(1)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 室長、総括課長、所長、総括調査監又は会計指導監が指定する職員の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

(4) 室長、総括課長、所長、総括調査監又は会計指導監が指定する職員の休暇に関する事。

(5)～(20) [略]

(総括課長等指定職員専決事項)

第19条 室長、総括課長、所長又は会計指導監が指定する職員は、次に掲げる事項及び総括

所長若しくは監（総括課長、所長又は監が直接事務を担当する場合に限る。）、課長又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長、所長又は局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(8) [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 総務室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

入札課長専決事項

(1) [略]

放射線影響対策課長専決事項

(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に伴う原子力発電所の事故による放射性物質影響対策の総合的な企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

2 人事課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 行財政改革及び事務の適正化その他行政経営の企画に関すること。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 行財政改革及び事務の適正化その他行政経営の推進に関すること。

(4) 外部監査契約に基づく監査に関すること。

給与人事担当課長専決事項

(1)～(10) [略]

(11) 職員の能力開発研修の実施に関すること（行政経営担当の主管に属するものを除く。）。

(12) [略]

行政経営担当課長専決事項

(1) 行政経営の推進に係る職員の能力開発研修の実施に関すること。

3 財政課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調査担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。

(4) 出資等法人に係る改革の推進に関すること。

[略]

4・5 [略]

6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理担当課長専決事項

(1)～(11) [略]

[略]

7・8 [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2・3 [略]

課長、所長若しくは監（総括課長、所長又は監が直接事務を担当する場合に限る。）、課長又は担当課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で室長、総括課長、所長又は会計指導監があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(8) [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 総務室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 行財政改革その他行政経営の企画に関すること。

室長専決事項

(1) [略]

行政経営課長専決事項

(1) 内部統制に関する事務の総括に関すること。

(2) 行財政改革その他行政経営の推進に関すること。

(3) 外部監査契約に基づく監査に関すること。

(4) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。

(5) 出資等法人に係る改革の推進に関すること。

入札課長専決事項

(1) [略]

2 人事課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

給与人事担当課長専決事項

(1)～(10) [略]

(11) 職員の能力開発研修の実施に関すること（組織担当の主管に属するものを除く。）。

(12) [略]

組織担当課長専決事項

(1) 職員の能力開発研修の実施に関すること（給与人事担当の主管に属するものを除く。）。

3 財政課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調査担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

4・5 [略]

6 管財課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理担当課長専決事項

(1)～(11) [略]

(12) 営業用資産を承継した者等の自動販売機設置に係る県有財産の貸付けの契約における一般競争入札参加者資格の認定に関すること。

[略]

7・8 [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2・3 [略]

4 情報政策課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

情報システム担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

5 地域振興室の分掌事務について、室長、地域振興監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

[略]

県北沿岸振興課長専決事項

(1) [略]

交通課長専決事項

(1) 公共交通に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 生活交通の確保及び利便性向上に関すること。

(3) 三陸鉄道運営助成基金及びいわて銀河鉄道経営安定化基金に関すること。

(4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の規定による同意、報告の徴収、立入検査等に関すること。

6 [略]

7 台風災害復旧復興推進室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整に関すること。

台風災害復旧復興推進課長専決事項

(1) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興に係る施策の実施に関すること。

台風災害現地対策課長専決事項

(1) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興のために岩泉町が行う施策の推進の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

8 [略]

4 情報政策課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

地域情報化担当課長専決事項

(1) 地域情報化に係る施策の実施に関すること。

情報システム担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

5 三陸防災復興プロジェクト2019推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な企画に関すること。

総括課長専決事項

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な調整に関すること。

(2) 三陸防災復興プロジェクト2019の運営の企画に関すること。

総務企画担当課長専決事項

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の広報に関すること。

運営担当課長専決事項

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の運営の実施に関すること。

6 地域振興室の分掌事務について、室長、地域振興監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

(2) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整に関すること。

[略]

県北沿岸振興課長専決事項

(1) [略]

(2) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興に係る施策の実施に関すること。

(3) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興のために岩泉町が行う施策の推進の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

7 [略]

8 [略]

9 交通政策室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

地域交通課長専決事項

(1) 公共交通に係る関係機関との連絡調整に関すること（空港振興担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 生活交通の確保及び利便性向上に関すること。

(3) 三陸鉄道運営助成基金及びいわて銀河鉄道経営安定化基金に関すること。

(4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の規定による同意、報告の徴収、立入検査等に関すること。

(文化スポーツ部の部長、総括課長、担当課長及び指定職員の専決事項)

第22条の2 [略]

2 [略]

3 ラグビーワールドカップ2019推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会(以下「ラグビーワールドカップ大会」という。)の開催準備の総合的な企画に関すること。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

総務企画担当課長専決事項

(1) ラグビーワールドカップ大会の広報に関すること。

大会運営担当課長専決事項

(1) [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 環境生活企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

(1) [略]

2 環境保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 国土利用計画県計画の策定に係る市町村長の意向の聴取に関すること。

(9) [略]

(10) 土地利用基本計画に係る事前協議に関すること。

(11)～(17) [略]

[略]

3～7 [略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(10) [略]

(11) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること。

(12) [略]

[略]

国保担当課長専決事項

空港振興課長専決事項

(1) 空港の振興施策に関すること。

(2) 岩手県空港利用促進協議会に関すること。

(3) 航空に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、担当課長及び指定職員の専決事項)

第22条の2 [略]

2 [略]

3 ラグビーワールドカップ2019推進室の分掌事務について、部長、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) ラグビーワールドカップ大会の開催準備の総合的な企画に関すること。

室長専決事項

(1)・(2) [略]

大会運営課長専決事項

(1) [略]

(2) ラグビーワールドカップ大会の広報に関すること。

(3) ラグビーワールドカップ大会の交通及び輸送並びに宿泊に関すること。

(4) ラグビーワールドカップ大会のボランティアに関すること。

(5) ラグビーワールドカップ大会の警備及び消防並びに医療及び救護に関すること。

受入態勢整備担当課長専決事項

(1) ラグビーワールドカップ大会の交通及び輸送並びに宿泊の実施に関すること。

(2) ラグビーワールドカップ大会のボランティアとの連携に関すること。

(3) ラグビーワールドカップ大会の警備及び消防並びに医療及び救護の実施に関すること。

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 環境生活企画室の分掌事務について、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

(1) [略]

放射線影響対策課長専決事項

(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波(以下「東日本大震災津波」という。)に伴う原子力発電所の事故による放射性物質影響対策の総合的な企画及び調整に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

ジオパーク推進担当課長専決事項

(1) 三陸ジオパークの推進に係る施策の実施に関すること。

2 環境保全課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 国土利用計画県計画の策定に係る市町村長からの意見の聴取に関すること。

(9) [略]

(10) 土地利用基本計画に係る市町村長及び国土交通大臣からの意見の聴取に関すること。

(11)～(17) [略]

[略]

3～7 [略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(10) [略]

(11) 市町村、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の指導、助言及び監督に関すること(国民健康保険に係るものに限る。)。

(12) [略]

[略]

国保担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 国民健康保険の保険者に対する国の負担金、補助金、調整交付金及び貸付金並びに国民健康保険団体連合会に対する国の補助金及び貸付金に関すること。

(4) [略]

3～7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 [略]

2・3 [略]

4 観光課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

国際観光担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

5 [略]

6 ものづくり自動車産業振興室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)～(3) [略]

ものづくり産業振興課長専決事項

(1) [略]

(2) 産業集積の促進施策の実施に関すること。

(3) ものづくりに係る人材の育成施策の実施に関すること。

(4) [略]

[略]

自動車産業振興課長専決事項

(1)・(2) [略]

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 団体指導課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

金融共済担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 農業災害補償制度に係る国等の補助金及び引受事務に関すること。

[略]

3～7 [略]

8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 米の生産目標数量の配分に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

9～16 [略]

(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 県土整備企画室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

(1)・(2) [略]

(3) 市町村及び国民健康保険組合に対する国の負担金、補助金及び貸付金並びに国民健康保険団体連合会に対する国の補助金及び貸付金に関すること。(国民健康保険に係るものに限る。)。

(4) [略]

3～7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 [略]

2・3 [略]

4 観光課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

国際観光担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

5 [略]

6 ものづくり自動車産業振興室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 産業集積の推進施策に関すること。

ものづくり産業振興課長専決事項

(1) [略]

(2) ものづくりに係る人材の育成施策の実施に関すること。(産業集積推進担当の主管に属するものを除く。)。

(3) [略]

[略]

自動車産業振興課長専決事項

(1)・(2) [略]

産業集積推進課長専決事項

(1) 産業集積の推進施策の実施に関すること。

(2) 産業集積に係るものづくり企業の支援施策の実施に関すること。

(3) 産業集積に係る人材の確保、育成及び定着施策の実施に関すること。

就業支援担当課長専決事項

(1) 産業集積に係る就業支援施策の実施に関すること。

(農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 団体指導課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

金融共済担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 農業保険制度に係る引受事務に関すること。

[略]

3～7 [略]

8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

[略]

9～16 [略]

(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第27条 県土整備企画室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

室長専決事項

(1)～(9) [略]

[略]

用地課長専決事項

(1)～(5) [略]

2～10 [略]

11 空港課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 空港の建設及び改良に関すること。
- (2) 空港の振興施策に関すること。
- (3) 航空に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 岩手県空港利用促進協議会に関すること。

空港担当課長専決事項

- (1) 空港の維持管理に関すること。
- (2) 空港の振興に係る施策の実施に関すること。

(広域振興局長専決事項)

第29条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

4 第1項に定めるもののほか、県北広域振興局長は、次に掲げる事項（副局長の権限に係るものを除く。）を専決することができる。

- (1) 事務処理組織の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。
- (2) 部長、審査指導監（久慈審査指導監の審査指導監に限る。以下この項において同じ。）及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (3) 部長、審査指導監及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (4) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに部に置く室の長（経営企画部 県税室長並びに農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。）の服務に関すること。
- (5) 補助金交付要綱等に関すること（広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る。）。
- (6) 重要な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (7) 特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次条第1項において同じ。）の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。
- (8) 特定非営利活動法人の監督に関すること。
- (9) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。
- (10) 設計額2億5,000万円以上5億円未満の県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の請負契約に係る競争入札参加者の資格（地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。）に関すること。

(11) その他前各号に準ずる事項

(副局長専決事項)

第30条 広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長にあつては、駐在場所を所管する行政センター（宮古市に駐在する沿岸広域振興局副局長にあつては、岩泉土木センターを含む。以下同じ。）に係るものに限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）にあつては行政センターに係るものを除く。

(1) [略]

(2) 特定非営利活動法人の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。

(3)～(5) [略]

室長専決事項

(1)～(9) [略]

(10) 空港の建設及び改良に関すること。

[略]

用地課長専決事項

(1)～(5) [略]

空港管理課長専決事項

(1) 空港の維持管理に関すること。

2～10 [略]

(広域振興局長専決事項)

第29条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

第30条 広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者に限る。）にあつては駐在場所を所管する行政センター（宮古市に駐在する沿岸広域振興局副局長にあつては、岩泉土木センターを含む。以下同じ。）に係るものに限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）にあつては行政センターに係るものを除く。

(1) [略]

(2) 特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項において同じ。）の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。

(3)～(5) [略]

2 [略]
3 第1項に定めるもののほか、県南広域振興局副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)～(7) [略]
- (8) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに室長（保健福祉環境部保健福祉室長に限る。）の服務に関する事。

(9) [略]
4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）は、次に掲げる事項を専決することができる（行政センターに係るものを除く。）。

- (1)～(3) [略]
- (4) 部長、審査指導監（釜石審査指導監の審査指導監に限る。以下この項において同じ。）及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

- (5) [略]
- (6) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに室長（経営企画部県税室長に限る。）の服務に関する事。

(7) [略]
5 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長は、駐在場所を所管する行政センター及び審査指導監に係る次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)～(7) [略]
- 6 広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局の副局長の専決できる事項は、別表第1から別表第9までに掲げるとおりとする。
(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長、ダム建設事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 職員の休暇その他の服務に関する事（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調整課長、土木部の調整課長及びダム管理事務所長、盛岡広域振興局の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(12) [略]
2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	<u>経営企画部県税室長、保健福祉環境部保健福祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の県税部の納税室長及び課税室長、農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室長、道路河川室長及び建築住宅室長並びに経営企画部の企画推進課長、産業振興課長及び管理主幹、農政部農政調整課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局総務部総務課長並びに沿岸広域振興局の農林部の農林調整課長及び農業農村整備事業を担当する技術主幹、水産部水産調整課長並びに土木部副部長</u>
[略]	

3 [略]
(経営企画部長等専決事項)

第33条 [略]
2 [略]
3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄

2 [略]
3 第1項に定めるもののほか、県南広域振興局副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)～(7) [略]
- (8) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに室長（経営企画部産業振興室長及び保健福祉環境部保健福祉室長に限る。）の服務に関する事。

(9) [略]
4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）は、次に掲げる事項を専決することができる（行政センターに係るものを除く。）。

- (1)～(3) [略]
- (4) 部長、審査指導監（沿岸広域振興局副局長にあつては釜石審査指導監の、県北広域振興局副局長にあつては久慈審査指導監の審査指導監に限る。以下この項において同じ。）及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事。

- (5) [略]
- (6) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに室長（沿岸広域振興局副局長にあつては経営企画部の産業振興室長及び県税室長に限り、県北広域振興局副局長にあつては経営企画部の産業振興室長及び県税室長並びに農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。）の服務に関する事。

(7) [略]
5 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者に限る。）は、駐在場所を所管する行政センター及び審査指導監に係る次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)～(7) [略]
- 6 広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局の副局長の専決できる事項は、別表第1から別表第9の2までに掲げるとおりとする。
(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長、ダム建設事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 職員の休暇その他の服務に関する事（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調整課長、土木部の調整課長及びダム管理事務所長、盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(12) [略]
2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	<u>経営企画部の産業振興室長及び県税室長、保健福祉環境部保健福祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の県税部の納税室長及び課税室長、農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室長、道路河川室長及び建築住宅室長並びに経営企画部の企画推進課長及び管理主幹、農政部農政調整課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局総務部総務課長並びに沿岸広域振興局の農林部の農林調整課長及び農業農村整備事業を担当する技術主幹、水産部水産調整課長並びに土木部副部長</u>
[略]	

3 [略]
(経営企画部長等専決事項)

第33条 [略]
2 [略]
3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄

に掲げる職をいう。別表第2において同じ。)にある者が専決できる事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

[略]	
部に置く室の長等	管理主幹
[略]	

(農林部長等専決事項)

第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者					備考
	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部の農林振興センター所長	農政部農村整備センター所長	
[略]						
25 県営土地改良事業の計画変更に係る協議及び承認並びに概要の公告に関すること。	[略]					
[略]						

2～4 [略]

(審査指導監専決事項)

第38条の2 [略]

2 広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局の審査指導監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 用品調達基金条例施行規則の規定による用品の購入及び払出しに関すること。
- (2) 物品の処分(貸与被服、動物及び生産物の処分を除く。)に関すること。
- (3) 岩手県収入証紙の売りさばき、売渡し、還付及び交換に関すること。
- (4) 岩手県収入証紙の売りさばき所の変更及び増設の承認並びに廃止届の受理に関すること。
- (5) 返還等によって交換した岩手県収入証紙の廃棄に関すること。
- (6) 複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く。)に係る入札及び契約に関すること。

(農業改良普及センター所長等専決事項)

第54条 [略]

2 農業改良普及センター(中央農業改良普及センターを除く。)所長及び中央農業改良普及センター副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定種子生産ほ場の指定に関すること。
- (2) 指定種子生産ほ場及び生産物の審査に関すること。
- (3) 主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導に関すること。

3 前項に定めるもののほか、中央農業改良普及センター副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]

4 [略]

に掲げる職をいう。別表第2において同じ。)にある者が専決できる事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

[略]	
部に置く室の長等	経営企画部産業振興室長及び管理主幹
[略]	

(農林部長等専決事項)

第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者					備考
	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部の農林振興センター所長	農政部農村整備センター所長	
[略]						
25 県営土地改良事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の2第1項及び第87条の5第1項に係るものを除く。)に係る協議等及び承認並びに概要の公告に関すること(申請による県営土地改良事業にあつては計画変更に係るものに限る、申請によらない土地改良事業にあつては計画廃止に係るものを除く。)	[略]					
[略]						

2～4 [略]

(審査指導監専決事項)

第38条の2 [略]

2 広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局の審査指導監の専決できる事項は、別表第9の2に掲げるとおりとする。

(農業改良普及センター所長等専決事項)

第54条 [略]

2 中央農業改良普及センター副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]

3 [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条―第32条関係）

事務	専決権者				備考
	副局長	部長等	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]					
9 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、設計額1億5,000万円以上5億円未満の建設工事の執行及び予定価格の作成に関すること（建設工事の請負変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期の変更に係るものを含み、その他の支出負担行為を除く。）。	[略]				沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長にあっては駐在場所を所管する行政センターに係るものに限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）にあっては行政センターに係るものを除く。
[略]					
11 1件の金額1億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。	[略]				沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長にあっては駐在場所を所管する行政センターに係るものに限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）にあっては行政センターに係るものを除く。
[略]					
18 1億5,000万円以上の補助金又は交付金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業又は交付金の対象事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）	[略]				沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長にあっては駐在場所を所管する行政センターに係るものに限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）にあっては行政センターに係るものを除く。

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第30条―第32条関係）

事務	専決権者				備考
	副局長	部長等	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]					
9 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、設計額1億5,000万円以上5億円未満の建設工事の執行及び予定価格の作成に関すること（建設工事の請負変更契約の締結に係る支出負担行為のうち、事業内容及び契約金額の変更を伴わない工事の工期の変更に係るものを含み、その他の支出負担行為を除く。）。	[略]				沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長（ <u>二戸市に駐在する者に限る。</u> ）にあっては駐在場所を所管する行政センターに係るものに限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び <u>県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）</u> にあっては行政センターに係るものを除く。
[略]					
11 1件の金額1億5,000万円以上の契約（工事の執行に係るものを除く。）に係る事業の施行及び予定価格の作成に関すること。	[略]				沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長（ <u>二戸市に駐在する者に限る。</u> ）にあっては駐在場所を所管する行政センターに係るものに限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び <u>県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）</u> にあっては行政センターに係るものを除く。
[略]					
18 1億5,000万円以上の補助金又は交付金（別に定めるものを除く。）の交付決定等（補助事業又は交付金の対象事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。）	[略]				沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長（ <u>二戸市に駐在する者に限る。</u> ）にあっては駐在場所を所管する行政センターに係るものに限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び <u>県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）</u> にあっては行政センターに係るものを除く。

[略]		
20 地域経営推進費の事業の採択に関すること（別に定めるものを除く。）。	[略]	沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長にあつては駐在場所を所管する行政センターに係るもの（市町村事業に限る。）に限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）にあつては行政センターに係るものを除く（市町村事業に限る。）。

[略]		
20 地域経営推進費の事業の採択に関すること（別に定めるものを除く。）。	[略]	沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長（ <u>二戸市に駐在する者に限る。</u> ）にあつては駐在場所を所管する行政センターに係るものに限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び <u>県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）</u> にあつては行政センターに係るものを除く。

[略]

[略]

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項（第5条、第30条、第33条関係）

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項（第5条、第30条、第33条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長等	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長等	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	

[略]

[略]

18 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。次項において「協同組合法」という。）の施行に関する事務（知事が指定する組合に係るものを除く。）	第27条の2第1項	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	次に掲げる者を除く。 1 <u>部長にあつては、総務部長</u>
	第35条の2及び第62条第2項	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	第48条（第42条第8項及び第55条第6項）において準用する場合を含む。	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	2 [略]
	第51条第2項	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	第104条第2項	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	第105条第2項	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	第105条の2第1項及び第2項	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	第105条の3第1項から第4項まで	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
第105条の4第1項から第4項まで	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
[略]							
19 中小企業	第5条の7第	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	次に掲げる者を

18 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。次項において「協同組合法」という。）の施行に関する事務（知事が指定する組合に係るものを除く。）	第27条の2第1項	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	次に掲げる者を除く。 1 <u>部に置く室の長等にあつては、管理主幹</u>
	第35条の2及び第62条第2項	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	第48条（第42条第8項及び第55条第6項）において準用する場合を含む。	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	2 [略]
	第51条第2項	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	第104条第2項	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	第105条第2項	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	第105条の2第1項及び第2項	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
	第105条の3第1項から第4項まで	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
第105条の4第1項から第4項まで	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
[略]							
19 中小企業	第5条の7第	[略]		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	次に掲げる者を

団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の施行に関する事務（知事が指定する組合に係るものを除く。）	2項					除く。
	第5条の17第1項	[略]		○	○	1 <u>部長にあつては、総務部長</u>
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第35条の2及び第5条の23第4項において準用する協同組合法第62条第2項	[略]		○	○	2 [略]
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第48条	[略]		○	○	
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第51条第2項	[略]		○	○	
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第104条第2項	[略]		○	○	
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条第2項	[略]		○	○	
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の2第1項	[略]		○	○	
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の3第1項及び第2項	[略]		○	○	
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の4第1項	[略]		○	○	
[略]						
20 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の施行に関する事務	第7条第2項	[略]		○	○	次に掲げる者を除く。 1 <u>部長にあつては、総務部長</u> 2 [略]
	第10条第2項	[略]		○	○	
	第12条第1項	[略]		○	○	
	第46条第5項	[略]		○	○	
	第57条	[略]		○	○	
21 商工会法（昭和35年法律第89号）の施行に関する事務	第42条第5項（第48条第5項において準用する場合を含む。）	[略]		○	○	次に掲げる者を除く。 1 <u>部長にあつては、総務部長</u>

団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の施行に関する事務（知事が指定する組合に係るものを除く。）	2項					除く。
	第5条の17第1項	[略]		○	○	1 <u>部に置く室の長等にあつては</u>
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第35条の2及び第5条の23第4項において準用する協同組合法第62条第2項	[略]		○	○	<u>管理主幹</u> 2 [略]
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第48条	[略]		○	○	
	第5条の23第3項において準用する協同組合法第51条第2項	[略]		○	○	
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第104条第2項	[略]		○	○	
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条第2項	[略]		○	○	
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の2第1項	[略]		○	○	
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の3第1項及び第2項	[略]		○	○	
	第5条の23第6項において準用する協同組合法第105条の4第1項	[略]		○	○	
[略]						
20 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の施行に関する事務	第7条第2項	[略]		○	○	次に掲げる者を除く。 1 <u>部に置く室の長等にあつては</u> <u>管理主幹</u> 2 [略]
	第10条第2項	[略]		○	○	
	第12条第1項	[略]		○	○	
	第46条第5項	[略]		○	○	
	第57条	[略]		○	○	
21 商工会法（昭和35年法律第89号）の施行に関する事務	第42条第5項（第48条第5項において準用する場合を含む。）	[略]		○	○	次に掲げる者を除く。 1 <u>部に置く室の長等にあつては</u> <u>管理主幹</u>

第44条第2項 (第48条第5項において準用する場合を含む。)	[略]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2 [略]
第49条	[略]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
第52条第2項 及び第55条	[略]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
第53条	[略]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
第54条第1項 及び第2項	[略]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

第44条第2項 (第48条第5項において準用する場合を含む。)	[略]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2 [略]
第49条	[略]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
第52条第2項 及び第55条	[略]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
第53条	[略]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
第54条第1項 及び第2項	[略]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

[略]

[略]

31 物品の管理に関する事務	[略]	次に掲げる者に限る。 1 [略] 2 [略]
----------------	-----	----------------------------------

31 物品の管理に関する事務	[略]	次に掲げる者に限る。 1 [略] 2 <u>部に置く室の長等</u> にあつては、 <u>管理主幹</u> 3 [略]
----------------	-----	--

32 予算の執行に関する事務	令達された歳出予算の範囲内での1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為(次に掲げるものを除く。) (1)~(3) [略]	[略]	沿岸広域振興局副局長(宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。)及び県北広域振興局副局長にあつては駐在場所を所管する行政センターに係るものに限り、沿岸広域振興局副局長にあつては行政センターに係るものを除く。
----------------	---	-----	--

32 予算の執行に関する事務	令達された歳出予算の範囲内での1件の金額1億5,000万円以上の支出負担行為(次に掲げるものを除く。) (1)~(3) [略]	[略]	沿岸広域振興局副局長(宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。)及び県北広域振興局副局長(二戸市に駐在する者に限る。)にあつては駐在場所を所管する行政センターに係るものに限り、沿岸広域振興局副局長(宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。)及び県北広域振興局副局長(二戸市に駐在する者を除く。)にあつては行政センターに係るものを除く。
----------------	---	-----	---

1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(建設工事の請負契約の締結に係るもの(設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満)及び用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品の購入に係るものを含み、次に掲げるものを除く。) (1)・(2)	[略]	1 部長にあつては、 <u>総務部長</u> に限る。 2 センター所長にあつては、 <u>総務センター所長</u> に限る。
--	-----	--

1件の金額1億5,000万円未満の支出負担行為(建設工事の請負契約の締結に係るもの(設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満)及び用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品の購入に係るものを含み、次に掲げるものを除く。) (1)・(2)	[略]	次に掲げる者に限る。 1 部長にあつては、 <u>総務部長</u> 2 <u>部に置く室の長等</u> にあつては、 <u>管理主幹</u> 3 センター所長にあつては、 <u>総務センター所長</u>
--	-----	--

		[略]		
		令達された 歳出予算の範 囲内での支出 命令	[略]	次に掲げる者に 限る。 1 [略] 2 [略]
33 収入金の 徴収に関する 事務	[略]			次に掲げる者に 限る。 1 [略] 2 [略]

[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	部に置く室の長 センター所長	
[略]						
3 大気汚染防 止法（昭和43 年法律第97号 ）の施行に関 する事務	第6条第1項、第7 条第1項、第8条第 1項、第11条（第17 条の13第2項及び第 18条の13第2項にお いて準用する場合を 含む。）、第12条第 3項（第17条の13第 2項及び第18条の13 第2項において準用 する場合を含む。）、 第17条の5第1項 、第17条の6第1項 、第17条の7第1項 、第18条第1項及び 第3項、第18条の2 第1項、第18条の6 第1項及び第3項、 第18条の7第1項並 びに第18条の15第1 項及び第2項	[略]				
	第9条、第17条の8 、第18条の8及び第 18条の16	[略]				
	[略]					
	第10条第2項（第17 条の13第1項及び第	[略]				

		[略]		
		令達された 歳出予算の範 囲内での支出 命令	[略]	次に掲げる者に 限る。 1 [略] 2 部に置く室の 長等にあつては 、管理主幹 3 [略]
33 収入金の 徴収に関する 事務	[略]			次に掲げる者に 限る。 1 [略] 2 部に置く室の 長等にあつては 、管理主幹 3 [略]

[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	部に置く室の長 センター所長	
[略]						
3 大気汚染防 止法（昭和43 年法律第97号 ）の施行に関 する事務	第6条第1項、第7 条第1項、第8条第 1項、第11条（第17 条の13第2項、第18 条の13第2項及び第 18条の31第2項にお いて準用する場合を 含む。）、第12条第 3項（第17条の13第 2項、第18条の13第 2項及び第18条の31 第2項において準用 する場合を含む。）、 第17条の5第1項 、第17条の6第1項 、第17条の7第1項 、第18条第1項及び 第3項、第18条の2 第1項、第18条の6 第1項及び第3項、 第18条の7第1項、 第18条の15第1項及 び第2項、第18条の 23第1項、第18条の 24第1項並びに第18 条の25第1項	[略]				
	第9条、第17条の8 、第18条の8、第18 条の16及び第18条の 26	[略]				
	[略]					
	第10条第2項（第17 条の13第1項、第18	[略]				

	18条の13第1項において準用する場合を含む。)				
	[略]				
	第18条の4及び第18条の19	[略]			
	第26条第1項	[略]			
	[略]				
4 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）の施行に関する事務	第9条、第9条の3及び第10条の3	[略]			
	[略]				
12 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に関する事務	[略]				
	第3条第6項	[略]			
	第4条第2項及び第5条第1項	[略]			
	[略]				
	[略]				
16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	[略]				
	第15条の2の6第3項において準用する第9条第3項	[略]			
	第18条第1項	[略]			
	第19条第1項	[略]			
	第19条の3	[略]			
	第19条の5第1項及び第19条の6第1項	[略]			
	[略]				

	条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。)				
	[略]				
	第18条の4及び第18条の19	[略]			
	第18条の29第1項	改善等の勧告		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第18条の29第2項	勧告に係る措置命令		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第26条第1項	[略]			
	[略]				
4 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）の施行に関する事務	第9条、第9条の3、第10条の3及び第10条の6	[略]			
	[略]				
12 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に関する事務	[略]				
	第3条第6項	[略]			
	第4条第2項	土壌汚染状況調査結果の受理		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第4条第3項及び第5条第1項	[略]			
	[略]				
	[略]				
16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	[略]				
	第15条の2の6第3項において準用する第9条第3項	[略]			
	第17条の2第1項	届出の受理		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第18条第1項（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）	[略]			
	第19条第1項（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）	[略]			
	第19条の3（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）	[略]			
	第19条の5第1項（第17条の2第3項及び第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項	[略]			
	[略]				
16の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）の施行に関する事務	第16条の4	届出の受理		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

17	[略]	[略]						
18	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に関する事務	第90条第1項及び第3項	[略]					
		第130条第1項	[略]					
		[略]						
39	災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関する事務	第25条	[略]					
		[略]						
44	社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事務	第43条第1項	[略]					
		第43条第3項及び第62条第1項	[略]					[略]
		[略]						
46	登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）の施行に関する事務	第3条第1号イ（1）及びロ（1）	[略]					[略]
		[略]						
49	老人福祉法の施行に関する事務	第18条第1項及び第2項並びに第29条第9項	[略]					

務								
17	[略]	[略]						
18	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に関する事務	第90条第1項及び第3項	[略]					
		第127条	関係行政機関への照会等（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		第130条第1項	[略]					
		[略]						
39	災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関する事務	第8条	[略]					
		[略]						
44	社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事務	第45条の36第2項	[略]					
		第45条の36第4項及び第62条第1項	[略]					[略]
		[略]						
46	登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）の施行に関する事務	第3条第1号イ（1）及びロ（1）	[略]					[略]
		第3条第3号イ	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所の用に供する建物又は土地であることの証明			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		第3条第4号	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園の用に供する建物又は土地であることの証明			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		[略]						
49	老人福祉法の施行に関する事務	第18条第1項及び第2項並びに第29条第11項	[略]					
		第29条第9項	報告の受理			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			1 部長にあっては、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の保健福祉環境部長に限る。					
			2 センタ					

一所に
あつては
、花巻保
健福祉環
境センタ
一所に及
び一関保
健福祉環
境センタ
一所を
除く。

50 介護保険法 (平成9年法律第123号) の施行に関する事務	[略]	[略]
	第46条第1項及び第48条第1項	[略]
	[略]	
	第70条の2第1項(第115条の11において準用する場合を含む。)、 <u>第79条の2第1項</u> 及び第86条の2第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下この項において「改正前の法」という。)) 第107条の2第1項	[略]
	第70条の3第1項及び改正前の法 <u>第108条第8項</u>	[略]
	第71条第1項及び第72条第1項(第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	[略]
	第75条、第78条の2第2項、第78条の11、 <u>第82条</u> 、第89条、第99条、第105条において準用する医療法第9条第2項、第115条の5、第115条の20、第115条の32第2項第1号及び第2号並びに同条第3項及び第4項並びに改正前の法第111条	[略]

50 介護保険法 (平成9年法律第123号) の施行に関する事務	[略]	[略]
	第48条第1項	[略]
	[略]	
	第70条の2第1項(第115条の11において準用する場合を含む。)) 及び第86条の2第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下この項において「改正前の法」という。)) 第107条の2第1項	[略]
	第70条の3第1項及び改正前の法 <u>第108条第1項</u>	[略]
	第71条第1項、 <u>第72条第1項</u> (第115条の11においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、 <u>第72条の2第1項</u> 及び <u>第115条の2の2第1項</u>	[略]
	第75条、第78条の2第2項、第78条の11、第89条、第99条、第105条において準用する医療法第9条第2項、 <u>第113条</u> 、 <u>第114条の8</u> において準用する医療法 <u>第9条第2項</u> 、第115条の5、第115条の20、第115条の32第2項第1号及び第2号並びに同条第3項及び第4項並びに改正前の法第111条	[略]

第75条の2第1項、 第78条の6第2項、 第82条の2第1項、 第89条の2第1項、 第99条の2第1項、 第115条の6第1項、 第115条の16第2項及び第115条の26第2項並びに改正前の法第111条の2第1項	[略]	
第76条、第83条、第90条、第100条、第115条の7及び第115条の33並びに改正前の法第112条	[略]	
第78条、第85条及び第115条の10	[略]	
[略]		[略]
第79条第1項、第79条の2第2項、第86条第1項及び第86条の2第2項	[略]	
[略]		
第94条第2項	[略]	
第94条第6項	[略]	
第94条の2	[略]	
第95条	[略]	
第98条第1項第4号	[略]	
第104条の2	[略]	
[略]		
[略]		
52 障害者総合支援法の施行に関する事務	[略]	
	第88条第10項	[略]
	第88条第11項	[略]
	[略]	
[略]		
59 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	[略]
	[略]	
	第21条の5の19第1項及び第2項、第21条の5の25第2項第1号、第3項及び第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）、第24条の13、第24条の14、第24条の38第2項第1号、第3項及び第4項、第30条第1項及び第2項、第34条の3第3項及び	[略]

第75条の2第1項、 第78条の6第2項、 第82条の2第2項、 第89条の2第1項、 第99条の2第1項、 第114条第1項、 第115条の6第1項、 第115条の16第2項及び第115条の26第2項並びに改正前の法第111条の2第1項	[略]	
第76条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7及び第115条の33並びに改正前の法第112条	[略]	
第78条及び第115条の10	[略]	
[略]		[略]
第86条第1項及び第86条の2第2項	[略]	
[略]		
第94条第2項及び第107条第2項	[略]	
第94条第6項及び第107条第6項	[略]	
第94条の2及び第108条	[略]	
第95条及び第109条	[略]	
第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号	[略]	
第104条の2及び第114条の7	[略]	
[略]		
[略]		
52 障害者総合支援法の施行に関する事務	[略]	
	第88条第11項	[略]
	第88条第12項	[略]
	[略]	
[略]		
59 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	[略]
	[略]	
	第21条の5の20第3項及び第4項、第21条の5の26第2項第1号、第3項及び第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）、第24条の13第3項、第24条の14、第24条の38第2項第1号、第3項及び第4項、第30条第1項及び第2項、第34条の3第3	[略]

84条及び第95条の2第3項において準用する場合を含む。)、第57条の2第4項(第84条及び第96条において準用する場合を含む。)、第87条の2第3項、 <u>第87条の3第1項</u> 、第95条第4項、第98条第10項及び第99条第12項(第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。)	第1項にあっては、第87条の2第1項第2号に規定する土地改良事業に係るものに限る。	
[略]		
第87条の2第3項及び <u>第87条の3第1項</u>	同意の取得(<u>第87条の3第1項</u> にあっては、第87条の2第1項第2号に規定する土地改良事業に係るものに限る。)	[略]
第87条の2第6項及び <u>第87条の3第4項</u>	[略]	
第87条の2第9項(<u>第87条の3第6項</u> において準用する場合を含む。)	[略]	
[略]		
<u>第113条の2第1項</u> 及び <u>第2項</u>	[略]	
[略]		
[略]		

84条及び第95条の2第3項において準用する場合を含む。)、第57条の2第4項(第84条及び第96条において準用する場合を含む。)、第87条の2第3項、 <u>第88条第1項</u> 、第95条第4項、第98条第10項及び第99条第12項(第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。)	項にあっては、第87条の2第1項第2号に規定する土地改良事業に係るものに限る。	
[略]		
第87条の2第3項及び <u>第88条第1項</u>	同意の取得(<u>第88条第1項</u> にあっては、第87条の2第1項第2号に規定する土地改良事業に係るものに限る。)	[略]
第87条の2第6項及び <u>第88条第4項</u>	[略]	
第87条の2第9項(<u>第88条第6項</u> において準用する場合を含む。)	[略]	
[略]		
<u>第113条の3第1項</u> 及び <u>第2項</u>	[略]	
[略]		
[略]		

別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項(第5条、第30条、第36条関係)

別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項(第5条、第30条、第36条関係)

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センターに置く室の長	
[略]						
7 森林法(昭和26年法律第249号)の施行に関する事務	第10条の2第1項	[略]				<u>センターに置く室の長にあっては、林務出張所長を除く。</u>
	第10条の3	[略]				
	第10条の6第4項において準用する第10	[略]				

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センターに置く室の長	
[略]						
7 森林法(昭和26年法律第249号)の施行に関する事務	第10条の2第1項	[略]				<u>センターに置く室の長にあっては、林務出張所長を除く。</u>
	第10条の3	[略]				
	第10条の6第4項において準用する第10	[略]				

	条の5第9項								
	[略]								
	[略]								
13 削除									
[略]									

[略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者		備考
			副局長	センター所長	
[略]					
8 [略]	[略]				

	条の5第9項								
	[略]								
	[略]								
13 海岸法の施行に関する事務	第7条第1項	占用の許可（津波による被害から海岸を防護するための海岸保全施設に附帯して設置される施設の新設及び改築に係るものを除く。）							センターに置く室の長にあつては、林務出張所長を除く。
	第8条第1項	行為の許可（津波による被害から海岸を防護するための海岸保全施設に附帯して設置される施設に係るものを除く。）							
	第10条第2項	国等との協議（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）							
	第12条第1項及び第2項	監督処分（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。）							
	第16条第1項	工事原因者に対する工事等施行命令							
	第18条第1項	立入り等及び通知							
[略]									

[略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

事務	条項	内容	専決権者		備考
			副局長	センター所長	
[略]					
8の2 海岸法の施行に関する事務	第7条第1項	占用の許可（津波による被害から海岸を防護するための海岸保全施設に附帯して設置される施設の新設及び改築に係るものを除く。）			
	第8条第1項	行為の許可（津波による被害から海岸を防護するための海岸保全施設に附帯して設置される施設に係るものを除く。）			
	第10条第2項	国等との協議（広域振興局長に委任されている事項に係るもの			

8の2 [略]	[略]
8の3 [略]	[略]
[略]	

[略]

別表第9 [略]

	のに限る。)			
第12条第1項及び第2項	監督処分（広域振興局長に委任されている事項に係るものに限る。)		○	○
第15条	他の工作物の管理者との協議等		○	○
第16条第1項	工事原因者に対する工事等施行命令		○	○
第18条第1項	立入り等及び通知		○	○
第31条第1項	原因者負担金の負担命令		○	○
8の3 [略]	[略]			
8の4 [略]	[略]			
[略]				

[略]

別表第9 [略]

別表第9の2 広域振興局長委任事項及び当該事項に係る審査指導監專決事項（第5条、第38条の2関係）

事務	条項	内容	備考
1 用品調達基金条例施行規則の規定による用品の購入及び払出しに関する事務		用品の購入（用品調達基金条例施行規則第4条ただし書に規定する物品の購入に係るものを除く。）及び払出し	
2 物品の処分に関する事務		物品の処分（貸与被服、動物及び生産物の処分を除く。)	
3 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）の施行に関する事務	第5条第1項	収入証紙の売りさばき	
	第5条第2項	収入証紙の売渡し	
	第7条ただし書	収入証紙の還付及び交換	
4 岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の施行に関する事務	第10条第2項	売りさばき所の変更及び増設の承認	
	第11条第2項	廃止届の受理	
5 収入証紙の取扱いに関する事務		返還等によって交換した収入証紙の廃棄	
6 複写機の賃貸借及び保守契約に関する事務		所管区域内の地方公所に係る複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約	

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	26 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の施行に関する事務	第9条の2から第9条の4まで（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）	[略]
	[略]	[略]	
36 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の施行に関する事務	第19条	[略]	[略]
	[略]	[略]	
[略]			

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	26 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の施行に関する事務	第8条第1項（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）	必要な指示
		第9条の2から第9条の4まで（第12条の2第2項において準用する場合を含む。）	[略]
36 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の施行に関する事務	第18条第1項	第19条	必要な指示
	[略]	[略]	[略]
[略]			

岩手県福祉 総合相談セ ンター所長	[略]	[略]	[略]
2 児童福祉法の施行に関 する事務	[略]	第21条の5の20第1項（ 第24条の14の2において 準用する場合を含む。）	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
児童相談所 長	1 児童福祉法の施行に関 する事務	[略]	[略]
1 児童福祉法の施行に関 する事務	[略]	第21条の5の20第1項（ 第24条の14の2において 準用する場合を含む。）	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

岩手県福祉 総合相談セ ンター所長	[略]	[略]	[略]
2 児童福祉法の施行に関 する事務	[略]	第21条の5の21第1項（ 第24条の14の2において 準用する場合を含む。）	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
児童相談所 長	1 児童福祉法の施行に関 する事務	[略]	[略]
1 児童福祉法の施行に関 する事務	[略]	第21条の5の21第1項（ 第24条の14の2において 準用する場合を含む。）	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

2 別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]	[略]	[略]	[略]
岩手県福祉 総合相談セ ンター所長	2 児童福祉法の施行に関 する事務	[略]	[略]
		第33条第2項及び第7項	[略]
		第33条第9項	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
児童相談所 長	1 児童福祉法の施行に関 する事務	[略]	[略]
		第33条第2項及び第7項	[略]
		第33条第9項	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]	[略]	[略]	[略]
岩手県福祉 総合相談セ ンター所長	2 児童福祉法の施行に関 する事務	[略]	[略]
		第33条第2項及び第9項	[略]
		第33条第11項	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
児童相談所 長	1 児童福祉法の施行に関 する事務	[略]	[略]
		第33条第2項及び第9項	[略]
		第33条第11項	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

3 (環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]
2～4 [略]
5 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
[略]
生活衛生担当課長専決事項
(1)～(5) [略]
[略]
6・7 [略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	部に置く室の長 センター所長	
[略]	[略]	[略]				
35 [略]	[略]	[略]				

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]
2～4 [略]
5 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
[略]
生活衛生担当課長専決事項
(1)～(5) [略]
(6) 住宅宿泊事業に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
[略]
6・7 [略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	部に置く室の長 センター所長	
[略]	[略]	[略]				
35 [略]	[略]	[略]				
35の2 住宅宿 泊事業法（平 成29年法律第 65号）の施行 に関する事務	第3条 第8条第1項（第 36条において準用 する場合を含む。）	届出の受理及び通 知 宿泊者名簿の提出 の要求		○	○	

36 [略]	[略]
[略]	

第14条	定期報告の受理		<u>○</u>	<u>○</u>	
第15条及び第41条 第2項	業務改善命令		<u>○</u>	<u>○</u>	
第16条	業務停止命令又は 事業廃止命令及び 通知		<u>○</u>	<u>○</u>	
第17条及び第45条 第2項	報告徴収及び立入 検査		<u>○</u>	<u>○</u>	
36 [略]	[略]				
[略]					

[略]

[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	17 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関する事務	[略]	
		第7条第1項	[略]
		第7条の2	<u>基準適合の命令</u>
	[略]		
[略]			

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	17 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関する事務	[略]	
		第7条第1項及び第2項	[略]
		第7条の2	<u>措置命令</u>
	[略]		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は同月2日から、表3の項の改正部分は同年6月15日から施行する。